

追手門学院大学 地域支援心理研究センター倫理規程(私案)について

樋口 勝也

本センターの倫理規程を作るために叩き台として、この私案を提出した。この私案を作るに際しての考え方を述べる。(1)本センター規程の15条に守秘義務及び倫理の遵守という倫理の大原則が謳われているので、それを生かして倫理規程を作る。(2)センターの三大事業である研究、心理臨床活動及び専門家の養成のそれぞれについて、倫理基準を提示する。(3)倫理基準にもとめる者の審査を行う倫理委員会を設ける。(4)センターの事業に関係する研究の倫理を審査する委員会は、本規程とは別に定める。

この私案を叩き台として、センターの倫理規程について討議がなされ、倫理規程が一日も早く作成されることを望むものである。

追手門学院大学

地域支援心理研究センター倫理規程(私案)

(2005年 月 日)

(目的)

第1条 追手門学院大学地域支援心理研究センター(以下センターという)規程第15条第1項及び第2項について、その適正を期するためにセンター倫理規程を定める。

第2条 センターの業務に従事する者及び従事した者が遵守しなければならない職務上の倫理基準を定める。

第3条 センターは、前条による倫理基準にもとめる者の厳正な審査を行うために倫理委員会(以下委員会という)を設ける。

(倫理基準)

第4条 研究を行うかの決定は、人類の福祉と人間科学に適切に貢献できるかを考慮して行う。

2. 人間を対象とする研究の倫理を審査する研究倫理審査委員会については、別に定める。

3. 研究協力者に研究目的と研究への協力に伴うリスクを十分に説明し、文書による同意を得てから、研究を行う。

4. 研究協力者の情報は、守秘する義務がある。

5. 研究の公表に際しては、研究協力者の同意を得る。又個人が特定されないように配慮する。

第5条 地域住民に対する心理臨床活動に際しては、援助対象者の人権と福祉を尊重し、個人的及び組織的な目的のためにこれを行ってはならない。

2. 援助依頼者が援助を受ける対象者と異なる場合は、常に援助対象者の人権と利益を優先させなければならない。

3. 職務上知り得た援助依頼者及び援助対象者の秘密をみだりに他人に明らかにしてはならない。
4. 自殺などの緊急事態に対して、適切に対応する。
5. 関係機関と適切に連携して、援助対象者の福祉に努める。

第6条 心理学的実践活動に寄与する専門家の養成に際しては、人格を傷つけることがないように十分に配慮する。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、センターの運営委員会（以下運営委員会という）の委員の互選により選出された委員3名、センターの所員及び研究員の互選により選出された委員2名、及びセンター附属心のクリニックの相談員の互選により選出された委員2名によって構成する。

2. 委員長は委員の互選とする。
3. 委員の任期は3年とし、重任を妨げない。ただし、引き続いて6年を超えての選出はこれを認めない。
4. 委員長は必要に応じ委員会を構成する委員の他に、あらかじめ運営委員会の承認を得て、一定期間、学識経験者を委員として加えることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員長は運営委員会からの関係事項に関する審議の附託を受けて委員会を開催し、委員長が議長となる。

2. 委員会は委員の3分の2の出席をもって成立するものとする。
3. 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選により指名されていた者が委員長の職務を代理し、委員長の職務を行う。

第9条 センターの業務に従事する者及び従事した者の倫理に関する事項について委員長が必要とする場合、又は委員の3分の2以上の発議があった場合は、前条以外に当該委員会を開催し、必要に応じ運営委員会に勧告等を行うことができる。

(委員会の報告)

第10条 委員長は第8条により運営委員会から審議を附託された日より起算して、2ヶ月以内に審議の結果を運営委員会に報告しなければならない。

第11条 この規定の改廃は運営委員会において委員の3分の2以上の議決により行う。

附則 この規定は2005年 月 日より施行する。

参考文献

アメリカ心理学会編（1982）：心理学者のための倫理基準・事例集. 誠信書房.

追手門学院大学地域支援心理研究センター規程（案）（2004）

日本心理臨床学会倫理委員会（2001）：会員のための倫理の手引き 心理臨床学研究、19-特別号、66-78頁.

鑪幹八郎・名島潤慈編著（1983）：心理臨床家の手引き 誠信書房.（特に第2章、18-28頁）

財団法人日本臨床心理士資格認定協会：平成15年度版臨床心理士関係例規集（臨床心理士倫理規定、23-24頁、臨床心理士倫理綱領、25-26頁）